

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月1日(木) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (9名)

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員2名)

4. 議事日程

- 議案第107号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第108号 農地法第3条の規定による認可申請審議について
議案第109号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）
議案第111号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定によ
り定める農用地利用配分計画（案）について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまから第27回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員8名、推進委員2名欠席で9名です。定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者は、2番の辻委員と3番の山口委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第107号1件、第108号3件、第109号2件、第110号1件、第111号1件となっております。</p> <p>議案第107号農地法第18条第6項の規定による解約報告について別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りいたします。議案第107号1番と議案第108号、農地法第3条の規定による認可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは一括して事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>おはようございます。報告をします。</p> <p>議案第107号と議案第108号は関連ということで上下しますけど説明を加えたいと思います。</p> <p>30日に関係者であります〇〇さんのお母さんと賃貸人の依頼者であります〇〇行政書士さんと4人で現地確認、調査をしました。</p> <p>このことにつきましては、5ページにありますように契約途中ですけど、解約をして、所有権の持分割合が高い〇〇さんに一本化を図りたいという内容であります。</p> <p>今回、現地の状況を確認に回りたいということで検討したところ、行政書士の方で写真を撮っておられましたので写真で確認しました。</p> <p>〇〇さんの方に、1月が契約日になりますけど、それについては問題ないですかと確認したところ、問題ないということで双方納得の上での解約という判断をしたところです。</p> <p>今後、原野については農地への復活は無理かなというふうな判断を持ったところです。解約については問題ない、それと3条の申請についても問題ないという判断をしたところです。以上です。</p>
榊原推進委員	<p>辻農業委員が言われた通りです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第107号1番及び議案第108号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第107号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第107号1番は原案通り認められました。 続きまして、議案第108号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第108号1番は原案通り認められました。 引き続き、議案第108号、農地法第3条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したもので、審議並びに意見を求めます。 それでは2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えております。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎農業委員および永渕推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
川崎委員	<p>30日に本人と現地にて、立ち会ってまいりました。 兄弟でそれぞれ購入した土地にアスパラのハウスを作ることになっていたんですが、お兄さんが、前職の時にどこからか落ちて背骨を圧迫骨折したため、体調が悪くなって仕事ができなくなったということで、弟が奥さんと担い手となってするために、お兄さんから土地を借りる借地権設定ということで聞いてまいりました。 弟さんが借人にならないで、奥さんがなっているのはなぜか尋ねたところ、事務局に説明を聞いてくださいということだったんですけど。 どういういきさつで奥さんに設定しなくてはいけなかったのかを聞いてよろしいでしょうか。</p>
永渕推進	<p>川崎委員のおっしゃる通りです。</p>

委員 事務局	<p>加えて説明させていただきます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で就農予定だったんですけど、農林水産課の補助金対象にするためには、夫婦間で農業機械や土地の借人になってるなどの条件があるんですが、それを満たすために農林水産課の方から、借地権を結ぶとなれば、現在、農業機械とか持ってない奥さんでお願いしますということで奥さんを今回借人にあげてます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第108号2番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
中島推進 委員	<p>2点質問します。分けたということになれば、所得の帰属も分けないといけないことになるのかと、この方たちが、例えば農業法人を作ると、それで農業法人を通して借りたいという場合でもそういうのは可能かどうか、その辺までお願いします。</p>
事務局	<p>まず1点目、申告を分ける必要があるかとかいうことについては分ける必要がないです。</p> <p>その土地で家族経営をしているという扱いになるので、今回の分については分ける必要はなく、夫婦の合算のところで見なしていくこととなります。</p> <p>2点目の法人化する場合については、農地所有適格法人になるとすれば、要件がいろいろあるんですけど、要件を満たした上であれば、農地の貸し借りなり、所有なりができるようになります。</p>
議長	<p>それでは、議案第108号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は許可原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第108号3番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

	<p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えておりません。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された辻農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>事務局から説明資料あった内容で間違いないというご了解を得ました。 30日に当事者であります〇〇さんとその娘さんも同席いただき、譲受人の〇〇さんと池田推進委員と現地の調査確認をしました。 平米かれこれ地番については資料の通りです。ただ、1点気になったのが対価の総額2万円ということで、10アール当たり10万程度というようなところで少し安いなという感じもあったもんですから、そのところを少しお聞きしたところ、金融機関が入っている訳あり物件ということで納得したところではあります。このことについても、双方了解済みということで、この案件については問題ないという判断をしました。 以上です。</p>
池田推進委員	<p>私が見る限りでは、道もないですし耕作は難しいとは思いますが、以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査報告が終わりました。 議案第108号3番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決を取ります。 議案第108号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって3番は原案通り認められました。 続きまして議案第109号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法によ</p>

	<p>る賃貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします、次の議案第109号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容につきましては、経営面積、機械労働力従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。31日に池田推進委員と〇〇さんと〇〇さん、現場で話を聞いて拝見させていただきました。</p> <p>ここで、ちょっと気になったのが賃貸料で、〇〇さんの方は総額1万2千円、それから〇〇さんの方が3千円ということで、ちょっと〇〇さんの方が高くなっていますけど、現場を見ますと〇〇さんの方は、大きな木を伐採してから畑にするような状態でした。</p> <p>それで、〇〇さんの方は草払いもされて、すぐ耕作できるような状態でした。</p> <p>それで、こういう賃貸料の差額が出ているという説明を受けました。</p> <p>これ以外は問題ない案件だと思います。</p>
池田推進委員	<p>〇〇さんは、年間2回ぐらい草払いしてたので、50センチぐらいの草しか生えてませんでした。〇〇さんの方はユンボを入れないと無理かなというぐらいの木が生えてますので、これぐらいの賃借料の差が出たんだと思います。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。</p> <p>それでは議案第109号1番と2番について、ご異議ご意見ございませ</p>

中島推進 委員	んか。 ここは、造成してすぐみかんを植えられるんですか。
池田推進 委員	〇〇さんの方は、元々がみかん畑です。 〇〇さんの方は、年数が経過している元みかん畑です。傾斜はそんなないです。
議長	他にないようですので、議決をとります。 議案第109号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認しました。したがって議案第109号1番は原案通り認められました。 続きまして議案第109号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認しました。したがって議案第109号2番は原案通り認められました。 お諮りします。 次の議案第110号と議案第111号について、農地中間管理機構を利用した貸借権設定となり関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第110号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）および議案第111号、農地中間管理機構事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に定める農用地利用配分計画（案）について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

事務局	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>私と池田推進委員と〇〇さんと現場でお話を伺いました。</p> <p>まず、ブドウ畑にする予定の畑は、綺麗に開かれて立派に整備されていました。</p> <p>しかし、ここにブドウのハウスを二棟建てられる予定なので、排水の確認もしてきました。海側の方が、排水溝がちょっと小さいので、大雨が降ったときに、あふれるんじゃないかなと疑問視したところで、排水の量を考慮しながらハウスの建設をお願いしますと話してきました。</p> <p>それから、いも畑になりますけど、そこも現地に行って、収穫間近ということで、良くされていました。</p>
池田推進委員	<p>まず、事務局にお尋ねします。</p> <p>農業公社を通したというのは何か理由があるんですか。</p>
事務局	<p>こちらの案件も、農林水産課が行っている国庫事業の対象にするために親子間の場合であれば、佐賀県農業公社の方を中継して貸し借りをしていることが要件ということで、公社を通せば、20年とか設定できますので、もし、途中でお父さんが亡くなられた場合とかは相続も基本そのままできますし、10年以上とか経ってきちんと手続きを踏めば所有権移転とかも可能にはなります。</p>
池田推進委員	<p>わかりました。</p> <p>いもを栽培している畑は、ブドウはもうしませんということでした。</p>
議長	<p>ただいま、調査報告が終わりました。</p> <p>議案第110号1番と議案第111号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第110号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認しました。 したがって、議案第110号1番は原案通り認められました。 続きまして、議案第111号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認しました。 したがって議案第111号1番は原案通り認められました。 以上をもちまして、太良町農業委員会第27回総会を閉会します。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 9 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 辻 和 久

議事録署名者 山 口 秀 行